

		厚生常任委員会	
平成22年12月 1 日受理		請 第 51 号	
件 名	自衛隊熊本病院診療の一般開放について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
倉 重 剛 中 原 隆 博 馬 場 成 志			
<p>(要 旨)</p> <p>自衛隊熊本病院は、昭和32年開院以来、現在まで諸般の理由から自衛隊員とその扶養家族以外の診療を一切実施してこなかった経緯がある。</p> <p>一方、病院側は医療の練度維持のため、病院の能力の範囲内でもっと多くの患者を診察したいとの希望を有していると承知している。</p> <p>自衛隊熊本病院が一般に開放されれば、隊友会員とその家族の福利厚生増進はもちろんのこと、病院近傍の住民の急患への対応、災害時における救急救命患者の診療など、広く県民が恩恵をこうむるのは明らかである。</p> <p>以上の趣旨から、自衛隊熊本病院における診療の一般開放について地方自治法第99条に基づく国に対する意見書の提出を議決されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>隊友会は、自衛隊熊本病院の自衛官退職者への開放について、従来から熱心に推進しており、これまで数次にわたりいろいろな機会をとらえ、公式・非公式に退職者等への開放を要望してきた。特に、自衛隊病院には、退職自衛官の在職間の健康診断や治療の膨大な記録が累積されており、退職者の診療に際し、このデータの活用は極めて有効である。ちなみに、米軍では同様の趣旨から、退役軍人が軍病院を利用することが可能である。</p> <p>しかしながら、現在まで、自衛隊員とその扶養家族以外の診療を一切実施してこなかったが、大規模災害時の緊急医療のための訓練は熊本市などと協力して実施しており、災害時の自衛隊員以外の患者の治療について訓練実績を積んでいる。ちなみに、自衛隊熊本病院は、「平成22年度熊本県国民保護共同実働訓練」において、緊急時の救急医療対応能力が高く評価されている。</p> <p>また、現状では自衛隊熊本病院が災害発生時、直ちに広く県民の診療を受け入れることについては、法的・制度的に不明確なところがある。全国的に見た場合、一般に診療を開放する自衛隊病院は、当初の間少数であったが、近年逐次、拡大する傾向にある。最初は、専門的な知識と高度な医療技術・設備を有する所沢の防衛医科大学校病院のみであった。同病院は防衛医科大学校開校3年後の昭和52年、開院と同時に地元住民からの強い要望を受け入れ、かつ学生教育にも寄与できるとして、一般への診療開放を開始した。その後、平成5年、同様の趣旨から東京三宿の自衛隊中央病院が開放され、その後逐次に、横須賀病院11年、富士病院12年、福岡病院18年、札幌病院19年と一般開放が拡大され、阪神病院が来23年度中の開放を目指して手続中である。</p>			

